

代理出産 ベビー・M

担当：廣岡・福原 2007年10月22日(月)

・要約

*ベビー・Mの事例で行われたのは、<遺伝的代理出産>である。この場合は、代理母の卵子が提供者の精子と人工授精させられた。これと対照的に、<妊娠代理出産>の場合は、一人の女性の卵子が体外で一人の男性の精子と受精させられ、別の女性つまり代理母の子宮に着床させられる。

ウィリアムスターンの妻、エリザベス・スターンは、1980年にある神経眼科医に多発性硬化症であると診断され、その症状が仮に悪化すれば、失明、軟調、失禁、麻痺を引き起こすかもしれない、また彼女の友人の一人が子供を生んだ後で麻痺を起こしていた事から、自分にとって妊娠する事は、受け入れがたいリスクだと確信するようになった。

1984年、夫のリチャード・ホワイトヘッドと共に財政難の窮地に立たされていたメアリー・ベス・ホワイトヘッドは、代理母に1万ドル支払うという新聞広告を見て手紙を書き、ニューヨーク不妊センター(ICNY)に登録する事になった。

スターン夫妻は何人かの候補者の中から、メアリー・ベス・ホワイトヘッドを選んだ。彼女がエリザベス・スターンに似ているのがその理由だった。その後両夫妻は契約書を交わし、メアリー・ベス・ホワイトヘッドは妊娠へと至る。(その契約書には、メアリー・ベス・ホワイトヘッドが精神鑑定を受けることや、妊娠12週目から24週目までの時期に羊水穿刺を受けることが明記されていた。また、もしも胎児に異常が見つければ中絶をするが、子供が障害を持って生まれた場合には、依頼側の夫婦がその子を受け入れることとされていた。さらに、彼女はあくまで代理母であり、赤ん坊と「親子の関係を作らない。あるいは作ろうとしない」ことも明記されていた。)

しかし、メアリー・ベス・ホワイトヘッドが妊娠8か月くらいになった頃、スターン夫妻がその胎児が「自分達の」子供だと思ようになっていた事はもちろん、メアリーの方もそれが「自分の」子供だと感じ始めていた。

そして、1986年3月27日に、ニュージャージー州ロングビーチのモンマス医療センターで生まれたが、メアリー・ベス・ホワイトヘッドが引渡を拒んだため、スターン夫妻が

メアリーに対して代理出産契約の履行（子の引渡）を求めた事案である。本件において、ニュージャージー州最高裁判所は、スターン夫妻の家庭生活のほうがより「安全」で「子育てに適している」という理由で、スターン夫妻が赤ん坊に対する養育権を引き続き持ち続けることを認めたが、エリザベス・スターンがその子供を自分の子供とする事は認められない。また、代理出産契約が赤ん坊の売買にあたり、「公共政策」に反するものだとした。という見解を示した。子の母親となるのはその子を出産した女性（代理母）であると判断している。

・ 論点

1、今回のベビー・M 事件の様に「代理出産は乳幼児の人身売買にあたる」として代理出産自体を認めていない国が多いが、これについては、民間の斡旋業者に任せるのではなく、公的機関に任せれば少しでも人身売買に繋がるという懸念を払拭出来ないだろうか。

代理出産、営利目的は禁止...根津医師が法制化に私案

代理出産は当面、妻が生まれながらにして子宮がなかったり、がんなどで子宮を摘出した夫婦を対象とし、夫婦の受精卵を代理母の子宮に移植して産んでもらうケースに限定、営利目的の代理出産は「刑罰によって禁止すべき」とした。

(中略)

私案では、代理出産は「ボランティアで行うもの」として、代理母への金銭補償は、妊娠や出産にかかる医療費や交通費などの実費、妊娠期間中の収入補てんなどに限定。ただし、「10万～20万円程度」(根津院長)の常識の範囲の謝礼は受け取れるとしたが、代理母は金銭要求する権利はないとした。

営利目的の代理出産にかかわった医師や業者、依頼した夫婦ら関係者すべてに刑事罰を与えるとした。

読売新聞平成19年2月26日付朝刊2面

2、代理母が中絶を決意した場合に、契約の相手方は裁判所に訴えて出産を強制することが出来るか？

ワーノック報告

代理母：営利、非営利を問わず、イギリス国内で代理妊娠のために女性を募集したり、代理母サービスを利用しようと希望する個人または夫婦に代理母を斡旋することを目的とした機関を設立したり、もしくは運営することを犯罪と規定とした法制化を行うよう勧告する。すべての代理母契約はそもそも違法契約であり、したがって、法廷においてもそれが強制力を持たないものであることを規定する法律を制定するよう勧告する。

[法案への取り込み]

1990年に制定された法律は本報告の他の章の勧告も含めこれを踏まえて制定されている。なお、代理母に関しては、この法律に先行する代理母契約法（1985年）により商業的目的の代理母の斡旋が禁止されることとなり、非営利の斡旋は認められることとなったため、報告書の勧告よりは緩和されている。ただし同法は、従来議論のあった代理母契約についての強制は、強行され得ないと明文規定をおいている。

イギリス：ワーノック報告

この報告は、メアリー・ワーノックを委員長として16人のメンバーで構成された諮問委員会が、1982年7月に政府から諮問を受け、1984年6月にまとめた人間の受精と発生学に関連する医学的科学的発展の今後の可能性とその成果が持つ社会的、倫理的、法的意味の吟味と政策を検討した結果の報告書である。

3、養子を簡単には取れない日本の現状（別紙参照）を踏まえた上で、もう一度子供を授かる事の出来ない夫婦が選ぶうる手段として、代理出産の道が残されていないかを考えて欲しい。

里親制度

里親制度は、里親となって里子の養育をすることをいいます。保護者がいない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる18歳未満の子供の養育を希望し、しかも都道府県知事が適当と認める者で、施設ではなく、家庭的な環境で養護する制度です。児童福祉法に基づく制度です。

里親制度には2つの流れがあります。

1つは、一定期間だけ、実の親に代わって子どもを養育すること。

もう1つは、養子縁組を目指し、そのために一定期間の里親・里子関係を持つもの。

里親のうち養子を希望している人は約3割います。

里親に託される児童数は、実親による子ども虐待の問題が増加していることもあって、やや増加しています。反面、里親に登録している人の数は減少傾向にあります。



(平成17年度版「国民生活白書」より)

里親制度の現状

1 . 日本では、「施設型養護」対「家庭的養護」 = 9 : 1。イギリスやアメリカでは、家庭的養護が主流。以下は、2002 年の日本における養護措置児童の内訳（『2003 資料でみる新しい里親制度』全国里親会 2003 年）。

- (1) 里親委託児童 2,517 人、 7.1%
- (2) 児童養護施設 30,042 人、 84.7%
- (3) 乳児院 2,912 人、 8.2%

2 . 量的推移（『2003 資料でみる新しい里親制度』より）

1949 (昭和 24) 年	委託児童 3,278 人	委託里親数 2,909 人
1954 (昭和 29) 年	委託児童 8,519 人	委託里親数 7,673 人
1959 (昭和 34) 年	委託児童 8,986 人	委託里親数 8,095 人
1964 (昭和 39) 年	委託児童 7,420 人	委託里親数 6,567 人
1969 (昭和 44) 年	委託児童 5,054 人	委託里親数 4,428 人
1974 (昭和 49) 年	委託児童 3,986 人	委託里親数 3,333 人
1979 (昭和 54) 年	委託児童 3,277 人	委託里親数 2,712 人
1984 (昭和 59) 年	委託児童 3,297 人	委託里親数 2,599 人
1989 (昭和 64・平成 1) 年	委託児童 3,069 人	委託里親数 2,472 人
1994 (平成 06 年)	委託児童 2,475 人	委託里親数 2,029 人
1999 (平成 11 年)	委託児童 2,122 人	委託里親数 1,687 人
2002 (平成 14 年)	委託児童 2,517 人	委託里親数 1,873 人

3 . 自治体によってバラつきあり

200 名をこえるのは北海道、東京都のみ。佐賀県 1 名、奈良県 1 名、香川県 3 名、大分 4 名（2000 年 3 月 31 日現在）。このバラつきは、自治体による制度や取り組み、とくに児童養護施設関係者や児童相談所のワーカーのとりくみの違いではないかと思われる（汐見稔幸編『里親を知っていますか？』岩波書店、2001 年）。

4 . 里親の少ない理由は？

.....制度上の未整備（特に 2001 年まで） 児童相談所の取り組みの積極性の有無、日本における住居の狭さや構造、養育費の低さ等。

5 . 里親による養育の困難

（ 1 ）地域社会や学校関係者の無知や偏見

（ 2 ）真実告知（実の親子関係ではないことや、里親と戸籍上は違う名字であることを知らない段階から知る段階への移行）の難しさ

以下は実際に不妊治療の末、特別養子縁組を選択された女性の日記から抜粋したものです。

・ 2 度目の体外受精が失敗に終わってから治療と同時進行で養子のことも調べてはいた。

調べてみると驚くことが沢山ある。

まずは 日本ではそうそう養子にできる子はいないということ。

児童相談所に登録しても 3 年待ちなどはザラでそれどころか何年待っても一度も子供の委託の打診がないということも多いというのだ。

もし 0 歳児で女兒希望などとすると可能性はほぼ 0 に近いそうだ。

・ ネットで色々児童相談所のことを調べてみた。

すると児童相談所といっても各管轄の相談所によってずいぶん温度差や特色があり積極的に里親に子供を委託するところもあれば

里親登録の数はたくさんあり子供もいるのにほとんど子供を委託しないと
いった所もあるらしい。

何故そういった差がでるのかは詳しくわからないが各所長の考えに一任されることが一要因かもしれない。

・「この施設は定員が50人だけど満員状態で3歳から15歳くらいまでの子がいる。

だけどこんなに子供がいても養子縁組できる子は一人もいないのです。何故かという年に1度も面会に来ない親が親権を手放さないからなのです。大人になるまでここで育ててくださいという親までいる。」

・児童相談所では乳幼児の委託はほとんどないということだった。仮に乳児院に赤ちゃんがいたとしてもある程度の歳(2歳くらい)になるまでは後からでる障害などの有無を確認できないので委託しないのだそう。何故なら障害があるとわかると返してくる里親などがいてかえって子供を傷つけることになるからということだった。

・里親認定の申し込みをするにはまず施設での研修をしてみても気持ちが変わらなかつたら申し込み用紙をお渡ししますと言われ研修をお願いしていたのだがなかなか日程があわず(こちらはいつでも大丈夫だったのだけど施設の予定が決まらない)ずるずると1ヶ月半が過ぎていた。翌年の2月に年に2回しかない里親認定の審議会があることになっていたのになんとかそれまでに申し込みしたいのになかなかいかない、、、研修→申し込み→家庭訪問→面接ここまで済んでいないと審議会で審議してもらえないのだ。すごく焦っていた